

定期監査の結果に関する報告について（平成26年度第2回）

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

平成27年6月24日

四街道市監査委員	勝	山	信
同	井戸川	員	三
同	阿部	治	夫

平成 26 年 度

監 査 報 告 書

(第 2 回)

定 期 監 査

環 境 経 済 部

都 市 部

教育委員会 教育部

四街道市監査委員

1 監査の範囲

平成26年4月1日から平成26年10月31日までに執行された財務に関する事務の執行等

2 監査の対象

環境経済部、都市部、教育委員会教育部の各課及び出先機関

3 監査の実施期間

平成26年12月1日から平成27年1月28日

4 監査の方法

監査にあたっては、主に予算の執行状況及び財産の管理状況について、事前提出を求めた資料及び提示のあった関係書類を審査するほか、質問事項等により関係職員から事情を聴取した。

5 監査の結果

全体的検討事項

1 備品台帳の整備及び管理状況について

備品台帳への記載及び台帳に基づく備品現物の照合については、担当者並びに点検の時期について必ずしも統一された扱いとなっていないことから、備品台帳を活用した備品の適正な管理に努められたい。

2 時間外勤務の削減について

時間外勤務については、これまでも削減につき検討するよう求めてきたところであるが、依然として恒常化している部署が見受けられる。また、特定の職員に時間外勤務が集中する傾向も見受けられることから、業務量の動向を把握し、適正な職員配置を行うなど、引き続き時間外勤務の削減に努められたい。